

名義変更申請手続きと必要書類（賃借権譲渡）

【建物譲渡による賃借権譲渡の手続き】

- ①賃借権譲渡承認申請書の提出（借地人・譲渡人）
- ②賃借権譲渡承認書による通知および承諾料納付書の送付（県）
- ③承諾料の納付（借地人・譲渡人）
- ④所有権移転登記後の建物登記簿謄本提出（譲受人）
- ⑤③及び④を確認後、一部変更契約の締結（県と譲受人・②承諾の日から 60 日以内）

<①に必要な書類>

- 賃借権譲渡承認申請書
- 県有地買受け及び貸付料改定に関する誓約書
- 念書
- ◆建物登記簿謄本（原本）

	譲渡人（借地人）	譲受人	連帯保証人	共有者
住民票謄本又は抄本	○	○	○	
印鑑証明書	○	○	○	△①
納税証明書（滞納のない証明）		○	○	
所得証明書		○	○	
同意書				△①

- ①・・・借地上の建物の共有名義人がいる場合
- 親族に譲渡する場合は、その関係を示す戸籍謄本
- 始末書（既に建物を譲渡して、事後承諾になる場合）

<⑤に必要な書類>

- ◆所有権移転登記後の建物登記簿謄本（原本）

※書類への押印はすべて実印をお願いします。

※名義変更の承認にあたっては、承諾料の支払いが必要です。

※名義変更後は、貸付料を基準貸付料(非営利2%、営利3%)に引き上げます。(建物の譲渡の日から日割り計算します。)

※滞納がある場合は、譲受人との賃貸借契約前に滞納分全額を納付していただく必要があります。

※承認の条件が履行されないときは、承認を無効とし、一度支払った承諾料は返還しません。

※連帯保証人は、譲受人と別生計で、借地料の額に見合う収入があることを要件とします。